**令和６年度青森港埠頭・水域保安及びテロ対策訓練実施計画書**

令和６年８月２１日

**１．目　　的**

青森港保安委員会と青森港危機管理コアメンバーの各構成機関が連携し、青森港における保安の向上と危機管理体制の強化を図ることを目的として実施する。

**２．実施根拠**

埠頭訓練 国際航海船舶及び国際埠頭施設の保安の確保等に関する法律　第３１条

水域訓練　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　　　　　　　　　　　　　第３９条

水際対策訓練 空港・港湾における水際対策幹事会決定（H15.12.12）

**３．日　　時** 令和６年９月２０日（金）１３：３０～１５：００

　　　　　　　　（訓練予行日　令和６年９月１９日（木）１３：３０～１５：００

**４．場　　所** 青森港新中央埠頭及びその周辺海域

**５．訓練参加機関**

別紙１（青森港保安委員会、青森港危機管理コアメンバー）のとおり

**６．訓練想定** 訓練想定・訓練概要（案）別紙２のとおり

**７．訓練参観（模擬会議室）**

　　参加機関の代表者は、青森港新中央埠頭に設置した訓練実施本部（模擬会議室）にて訓練を参観するものとする。

　　なお、同本部は、緊急会議参集訓練で参集した委員会及び会合の模擬会議室を兼ねるものとする。

**８．訓練種目及び実施機関**

（１）**情報伝達・保安レベル引上げ・参集訓練**（青森港保安委員会及び青森港危機管理コアメンバー各機関）

（２）**ターミナル内・不審乗客対応訓練**（県警本部外事課、青森警察署、仙台出入国在留管理局青森出張所、函館税関青森税関支署、仙台検疫所青森出張所、青森港管理所）

（３）**ターミナル外・爆発物処理（撤去）訓練**（県警察本部外事課、機動隊、青森警察署）

（４）**洋上捕捉・海保隊員移乗・テロリスト捕捉訓練**（青森海上保安部）

（５）**合同サーチ訓練**（函館税関青森税関支署、青森海上保安部、青森警察署）

（６）**船舶火災消火活動訓練**（青森海上保安部、青森地域広域事務組合消防本部）

（７）**埠頭施設・水域等点検訓練**（青森港保安委員会及び青森港危機管理コアメンバー各機関）

**９．訓練の進行** 訓練進行概要（案）別紙３のとおり

**１０．訓練実施要領の策定等**

各訓練の担当機関は、当該訓練を実施するために必要な要員、資機材を自ら拠出するとともに、必要に応じ各担当機関において訓練実施要領を定める。合同で実施する訓練にあっては当事者間で協議し、実施主体を明確にする。

**１１．通信・報告**

(1) 訓練参加各機関において、各機関内の通信は独自で確保する。

(2) 青森港保安委員会及び危機管理コアメンバー各機関の代表者は訓練実施本部（模擬現地本部）にて参観する。

**１２．訓練中止基準**

(1) 当日、下記の場合には訓練を中止する。

・青森市に、大雨、洪水、暴風、高潮警報が発表された場合

・青森県の沿岸に津波注意報、（大）津波警報が発表された場合

・県内で震度５弱以上の地震が発生した場合

(2) 関係機関が対応すべき事案が発生した場合には、当該機関からの申し出に基づき、当該機関に係る訓練は中止する。

(3) 中止の判断：当日、青森港保安委員長と青森港危機管理担当官が協議し、１１:００までに訓練の一部又は全部の実施について可否決定し、中止の場合は通知するものとする。

**１３．その他**

(1) 訓練実施前後に訓練開始式及び訓練終了式を行う。司会進行は青森港保安委員会事務局（青森港管理所）が行う。

(2) 訓練開始式においては、青森港保安委員会委員長（青森港管理所長）及び青森港危機管理担当官（青森県警察本部警備部外事課長）が挨拶を行う。

(3) 訓練終了式においては、青森港危機管理副担当官（青森海上保安部長）が講評を行う。

(4) 服装は各機関所定とする。

(5) 訓練全般について広報を実施するとともに、取材に配慮して進行する。

(6) 手指消毒剤の設置、マスクの着用及び密を極力避けるよう行動するなど、新型コロナ感染対策を十分に取るとともに、取材等を含めた参加者に注意喚起を行い周知徹底する。

(7) 本計画書に記載されていない事項については、その都度担当者間において調整・協議を行う。